



**「おいでませ山口観光振興条例」
の概要**

山口県

「おいでませ山口観光振興条例」の概要～やまぐち観光維新の推進～

条例制定の趣旨

明治維新150年という節目の年を控え、明治維新胎動の地である本県において、人口減少社会に立ち向かい、観光を通じて地域のひとりひとりが輝くよう、観光振興の理念を交流人口の拡大にとどめず、この地に住む県民の誇りと愛着に根差した地域の元気創出による定住の促進へと高め、全県を挙げた県民総がかりによる取組により活力みなぎる山口県を築くことを決意して条例を制定するもの。

「観光の振興を図る上での基本理念」

- **全県を挙げた観光振興**
観光の振興は、各主体が果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら、一体となって取り組まなければならないこと。
- **地域社会の持続可能な発展に資する観光振興**
観光の振興は、創意工夫による観光地域づくりを通じた観光旅行の促進と地域住民による地域への誇りと愛着を持ったおもてなしが地域社会の持続可能な発展のために重要であるとの認識の下に推進されなければならないこと。
- **地域の多様な主体の参画による一体的な観光地域づくりの推進**
観光の振興は、地域における多様な主体による合意形成を図りながら観光資源を有効に活用して推進されなければならないこと。
- **観光産業の振興**
観光の振興は、観光産業が地域経済の活性化や雇用の確保に重要な役割を担っていることに鑑み、関係者の相互の連携が確保されるよう配慮して推進されなければならないこと。
- **外国人観光客の来訪の促進**
観光の振興は、国外からの観光旅行の促進が、国際交流や新たな需要の開拓等に資するものであるという認識の下に推進されなければならないこと。
- **地域の環境・景観の保全と観光の調和による魅力の増進**
観光の振興は、地域の環境の保全と調和を図りながら地域の魅力を増進するよう配慮して推進されなければならないこと。

観光目的地
「山口県」
の確立

「観光の振興を図るための基本的な施策」

- **魅力ある観光地域づくりの推進**
地域の多様な主体の合意形成とそれに基づく観光振興の取組を促進します。
- **観光資源の活用による魅力ある観光地の形成**
観光資源の創出、磨き上げと有効活用を促進します。
- **新たな観光旅行の分野の開拓**
自然体験、農林漁業体験、産業観光など新たな観光旅行を普及します。
- **観光旅行者の来訪及び滞在の促進**
観光宣伝活動の重点的効果的な実施や、魅力ある観光旅行に係る商品の開発を促進します。
- **観光産業の振興**
観光事業者の有機的な連携や良質なサービスの提供の確保を促進します。
- **観光の振興に寄与する人材の育成**
観光事業従事者や意欲のある者の知識能力の向上を促進し大学等との連携協力を図ります。
- **おもてなしの向上**
県民のおもてなし活動の促進や県産品や生活文化等の紹介の強化を図ります。
- **観光旅行者の利便の増進**
旅行関連施設の利便性等の向上、情報通信技術の活用、二次交通対策を促進します。
- **外国人観光客の来訪の促進**
外国人観光客の来訪のための交通手段の確保等の受入れ体制の整備を促進します。
- **観光地における環境及び良好な景観の保全**
観光地における環境及び良好な景観の保全を図ります。
- **広域的な連携**
他県との広域的な連携協力を努めるとともに、市町間の円滑な連携を促進します。
- **施策推進体制の整備と財政上の措置**

県民一心
魅力一新

県の責務

・基本理念にのっとり施策を総合的に策定、実施するとともに、行政の各分野においても観光の振興に資するよう配慮した施策を実施

市町の役割

・基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に地域の特性を生かした施策を実施

観光関係団体の役割

・地域における多様な主体の合意形成を促進し、地域が一体となった魅力ある観光地域づくりを積極的に推進

観光事業者の役割

・創意工夫を生かした事業活動と他の事業者との連携を図りながら、需要の高度化等に対応した良質なサービスを提供

県民の役割

・観光に対する関心及び理解を深めるとともに、地域の魅力を認識し誇りと愛着をもったおもてなしを実践

県・市町・観光関係団体・観光事業者・県民等による全県を挙げた推進基盤の構築

「おいでませ山口観光振興条例」の構成

前文

人口減少等の課題の克服を図り地方創生を実現するため、観光が持つ力への期待が高まっており、観光旅行者の価値観やニーズの多様化に対応した観光地域づくりを進めていくことが求められています。このため、多様な主体が一体となった山口県ならではの観光地域づくりの取組や、県民の地域の魅力の再認識とおもてなしの実践を通じた誇りと愛着の高まりにより地域の活力を創出し、その元気が、誰しも訪れたいような地域として更に魅力を生み出す好循環を創出していく必要があり、全県を挙げた県民総がかりによる観光振興の取組により活力みなぎる山口県を築きます。

目的（第1条）

観光の振興について、基本理念を定め、県の責務並びに市町、観光関係団体、観光事業者及び県民の役割を明らかにし、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定め、施策を総合的、計画的に推進し地域経済及び地域社会の発展に寄与することを目的とします。

定義（第2条）

「観光事業者」とは観光に関する事業を営む者、「観光地域づくり」とは、自然、歴史、文化等密接な関係のある観光地の連携等による観光を軸とした地域づくりのこととします。

基本理念（第3条）

- 1 観光の振興は、各主体が果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら、一体となって取り組まなければならないこと。
- 2 観光の振興は、創意工夫による観光地域づくりを通じた観光旅行の促進と地域住民による地域への誇りと愛着を持ったおもてなしが地域社会の持続可能な発展のために重要であるとの認識の下に推進されなければならないこと。
- 3 観光の振興は、地域における多様な主体による合意形成を図りながら観光資源を有効に活用して推進されなければならないこと。
- 4 観光の振興は、観光産業が地域経済の活性化や雇用の確保に重要な役割を担っていることに鑑み、関係者の相互の連携が確保されるよう配慮して推進されなければならないこと。
- 5 観光の振興は、国外からの観光旅行の促進が、国際交流や新たな需要の開拓等に資するものであるという認識の下に推進されなければならないこと。
- 6 観光の振興は、地域の環境の保全と調和を図りながら地域の魅力を増進するよう配慮して推進されなければならないこと。

県の責務（第4条）

- 1 基本理念にのっとり、観光振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有します。
- 2 施策の策定、実施に当たっては、県民の意見を反映させるように努めるとともに、県民、観光事業者、市町等との連携を推進するように努めます。
- 3 地域の振興に関する施策と連携して観光の振興を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、観光の振興に配慮した施策を推進するよう努めます。

市町の役割（第5条）

市町は、自主的かつ主体的にその地域の特性を生かした観光の振興に関する施策に努めます。

観光関係団体の役割（第6条）

関係者が一体となった魅力ある観光地域づくり積極的に推進するよう努めます。

観光事業者の役割（第7条）

創意工夫を生かした事業活動を行うとともに、他の事業者との連携を図りながら観光旅行者の需要の高度化に対応したサービスの提供に努めます。

県民の役割（第8条）

地域の魅力を認識し誇りと愛着を持ったおもてなしに努めます。

推進計画（第9条）

観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興の推進に関する計画を策定します。

観光振興に関する基本的施策

- **魅力ある観光地域づくりの推進(第10条)**
地域の多様な主体の合意形成とそれに基づく観光振興の取組を促進します。
- **観光資源の活用による魅力ある観光地の形成(第11条)**
観光資源の創出、磨き上げと有効活用を促進します。
- **新たな観光旅行の分野の開拓(第12条)**
自然体験、農林漁業体験、産業観光など新たな観光旅行を普及します。
- **観光旅行者の来訪及び滞在の促進(第13条)**
観光宣伝活動の重点的効果的な実施や、魅力ある観光旅行に係る商品の開発を促進します。
- **観光産業の振興(第14条)**
観光事業者の有機的な連携や良質なサービスの提供の確保を促進します。
- **観光の振興に寄与する人材の育成(第15条)**
観光事業従事者や意欲のある者の知識能力の向上を促進し大学等との連携協力を図ります。
- **おもてなしの向上(第16条)**
県民のおもてなし活動の促進や県産品や生活文化等の紹介の強化を図ります。
- **観光旅行者の利便の増進(第17条)**
旅行関連施設の利便性等の向上、情報通信技術の活用、二次交通対策を促進します。
- **外国人観光客の来訪の促進(第18条)**
外国人観光客の来訪のための交通手段の確保等、受入れ体制の整備を促進します。
- **観光地における環境及び良好な景観の保全(第19条)**
観光地における環境及び良好な景観の保全を図ります。
- **広域的な連携(第20条)**
他県との広域的な連携協力を努めるとともに、市町間の円滑な連携を促進します。

推進体制の整備（第21条）

観光の振興に関する施策を推進するための体制を整備します。

財政上の措置（第22条）

観光の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置に努めます。

観光審議会（第23条）

観光に関する重要事項について調査及び審議等をするため審議会を置きます。

「おいでませ山口観光振興条例」のポイント

“3つ”の独自性

- ① 観光が持つ力を十分に発揮するための多様な主体の参画による観光地域づくりの推進（DMOの構築と機能の発揮）
- ② 地域社会の持続的な発展のための手段としての観光が持つ力の再認識（観光産業の振興による地域経済活性化・雇用創出）
- ③ 地域の魅力の再認識と誇りと愛着を持ったおもてなしの実践を通じた県民の観光振興への参画促進（地域の価値の再認識とおもてなし）

① 分野横断的な観光振興 = 観光地域づくりの推進(DMO) =

- 関係者が一体となった取組（§3-①）
- 地域における多様な主体の合意形成等（§3-③）
- 観光関係団体の積極的役割（§6）
- 魅力ある観光地域づくりの推進（§10）
- 観光資源の活用（§11）他

② 観光が持つ力の再認識 = 観光産業の振興 =

- 観光産業振興に向けた関係者の連携（§3-④）
- 観光事業者の積極的役割（§7）
- 観光産業の振興（§14）
- 観光の振興に寄与する人材の育成（§15）

③ 県民総がかりでの観光振興 = 誇りと愛着を持ったおもてなし =

- 地域の魅力の再認識、おもてなし（§3-②）
- 県民の積極的役割（§8）
- おもてなしの向上（§16）
- 観光旅行者の利便の増進（§17）

条例が目指す“観光目的地山口県”の姿 ～観光の振興による定住の促進～

来訪者の満足度の向上に向けた多様な主体が一体となった観光地域づくりの取組と県民の地域の魅力の再認識による地域への愛着と誇りの高まりが地域の活力を創出し、その元気が、誰しも訪れたいくなるような「山口県」として更に魅力を生み出していく好循環が創出された地域社会

“山口県ならではの魅力を楽しみ、新たな感動が生まれる観光目的地”